第１０９号議案

府中市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

下水道法（昭和３３年法律第７９号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市下水道条例の一部を改正する条例

府中市下水道条例（昭和４４年１０月府中市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第３項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、公衆衛生上重大な危害が生じることを防止するものとしなければならない。 （占用料） 第２６条の３　省　略 ２　前項の規定にかかわらず、排水施設に電線及び令第１７条の２に規定する物件を設け、継続して排水施設を占用する場合における占用料の額は、設置する電線の種別に応じて別表第２に定めるところにより算定した額に、１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 ３～５　省　略	（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第２項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、公衆衛生上重大な危害が生じることを防止するものとしなければならない。 （占用料） 第２６条の３　省　略 ２　前項の規定にかかわらず、排水施設に電線及び令第１７条の３に規定する物件を設け、継続して排水施設を占用する場合における占用料の額は、設置する電線の種別に応じて別表第２に定めるところにより算定した額に、１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 ３～５　省　略

付　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。ただし、第２６条の３第２項の改正規定は、公布の日から施行する。